

議案第26号	三田市企業立地促進条例の一部を改正する条例の制定について
商工観光振興課	北摂三田第二テクノパークの開発・分譲開始に伴い、当該区域内において、特定事業者が新設又は増設により取得した事業用資産に課される固定資産税及び都市計画税を5年間免除するに当たり、当該条例の一部を改正しようとするもの。

【改正趣旨】 北摂三田第二テクノパークの開発・分譲開始に伴い優遇措置の適用地域の追加を行なう。他の地域と比較して区画割りが大きいことから、優遇期間を拡大するとともに要件を付すことにより、経営の安定性や設備投資計画に関して一定水準以上の企業を優遇の対象とする。また、あわせて条例の失効期限を3年間延長する。

これにより優良な企業の立地を促進して地域経済の活性化及び雇用の創出を図る。

【関係法令】 なし

【改正内容】 優遇措置の適用地域、適用期間、要件及び期限の見直し【第2条・5条・付則関係】

【現行】

○第2条 企業立地促進地区を市内の工場適地（北摂三田テクノパーク、ニュー三田インダストリアルパーク）としている。

○第5条 新設又は増設に際して特定事業者が取得した当該事業の用に供する家屋、償却資産及びこれらの敷地である土地に課する固定資産税及び都市計画税3年度分を課税免除する。

○付則第2項 平成24年3月31日をもって失効

【改正】

○第2条 企業立地促進地区の規定を見直し（北摂三田第二テクノパークの追加）

○第5条 北摂三田テクノパーク及びニュー三田インダストリアルパークは、従来通り。北摂三田第二テクノパークの区域内においては、特定事業者の新設又は増設に際して特定事業用資産を取得するために要した費用の総額が3億円以上である場合に、5年度分を課税免除する。（下図）

対象地域	要件	課税免除期間（新設）	課税免除期間（増設）
北摂三田テクノパーク ニュー三田インダストリアルパーク	なし	3年	3年
北摂三田第二テクノパーク	資産取得総額3億円以上	5年	5年

○付則第2項 平成27年3月31日をもって失効

【施行期日】 平成23年4月1日

【その他】 この条例の改正にあわせて同条例施行規則についても改正（失効期限）を行う。

【議案年度】 平成23年度議案：本会議5日目議決